

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年1月まで
申立期間当時、元夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。
申立期間について、元夫が納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であり、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫は、申立期間について納付済期間となっている。

また、申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間は当初未納期間とされていたが、今回の年金記録の照会申出の際に領収証書が存在していたため、平成20年8月12日に納付済期間に記録が訂正されている。

さらに、申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は昭和37年4月に連番で払い出されており、申立人及びその元夫の納付記録は、記録が訂正された36年10月から37年3月までの期間、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者であった期間及び申立期間を除いて、36年4月の国民年金制度開始時点から60歳到達時点まですべて一致していることから、申立期間について申立人のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和46年4月から同年12月まで

国民年金に加入したばかりのころは、国民年金保険料を納めていなかったが、結婚した昭和46年に市役所から国民年金の通知があり、元妻と共に市役所に出向いて未納であった保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付済期間のうち、250か月以上の保険料を前納しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、納付意識が高かったことがうかがえ、また、申立期間は9か月と比較的短期間である。

さらに、申立人は、結婚した昭和46年ごろ、未納だった分の国民年金保険料を納付したと述べており、申立人及びその元妻はその時点で時効とならなかったとみられる44年4月から保険料を納付している上、申立人が主張する保険料額も当時の金額と一致する。

加えて、申立人の元妻は「家計は夫婦同一で、一方の国民年金保険料だけ納付することは考えにくい。」と述べており、申立期間に係る申立人の元妻の保険料は納付済みとなっているため、申立人のみ未納とされていることは不自然である。

その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月15日から同年10月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間については、A事業所に勤務しており、昭和38年10月15日にA事業所B工場に転勤したが、連続して勤務していた。給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことも明らかであるため、厚生年金保険の被保険者期間として、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給与明細書、辞令及び人事記録などから判断すると、申立人が申立てに係るA事業所に継続して勤務し（昭和38年10月15日にA事業所からA事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失年月日は昭和38年9月15日と記載されて届出されており、その結果、社会保険事務所は、同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から48年3月まで

昭和49年3月に婚姻届を提出した際、私が国民年金に未加入であることを妻が知り、妻が国民年金の加入手続をした。市役所窓口か市役所内の金融機関で、妻の結婚祝や退職金を使って未納となっていた国民年金保険料を一括で納めたため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻は納付書や納付場所等保険料の納付に係る記憶が不明確である上、申立人の妻が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している。

また、申立人が居住していた市役所の国民年金担当課では、国民年金保険料を直接収納しておらず、同庁舎内の金融機関では、現年度分の保険料を取り扱っていたが、開設当初から現在に至るまで国庫金を取り扱うことができなかったため、市役所内の金融機関で申立期間の保険料をさかのぼって納めることはできなかったと推察される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年度中の9か月、37年度中の9か月及び昭和38年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年度中の3か月及び37年度中の3か月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

実家に町内会の人が国民年金保険料の集金に来ていたのを数回見ており、自分自身で国民年金保険料を納付するようになるまでは母親が保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年度中の3か月及び37年度中の3か月の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に他界しており、状況は不明である。

さらに、申立人とその母親及び兄の国民年金手帳記号番号は昭和36年1月ごろに連番で払い出されており、このころ同時に国民年金に加入手続を行ったと推測され、申立期間に係る保険料の納付状況は全員一致しており、申立期間の大半が未納となっている。

加えて、申立期間直後の昭和40年度及び41年度の国民年金保険料を昭和42年6月27日にさかのぼって過年度納付しているなど、申立期間当時、保険料の納付に遅れがあったことがうかがえ、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年度中の 9 か月、37 年度中の 9 か月及び昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 36 年度中の 3 か月及び 37 年度中の 3 か月については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年12月までの期間及び49年4月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年7月から46年12月まで
②昭和49年4月から53年6月まで

申立期間①について、国民年金の被保険者資格の取得日が20歳になった昭和44年7月となっており、この時点から国民年金保険料を納めたと思っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、昭和49年4月ごろ、実家に戻った際、母親が国民年金の加入手続をし、国民年金手帳を渡してくれた。2年分まとめて国民年金保険料を納めたことはあるが、それ以後はすべて納めたと思っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月ごろ払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間①は特例納付によるほかは、既に時効であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかならない。

さらに、申立人は申立期間①直後の昭和47年1月から48年3月までの保険料を過年度納付しており、加入手続を行った時点で時効になっていなかった保険料をまとめて納付したと推測されるが、特例納付を行ったことはいかならず、ほかに国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無いため、状況は不明である。

加えて、申立人が保管している国民年金手帳に記載された資格取得日

が 44 年 6 月 29 日となっているが、この日付は保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

- 2 申立期間②について、申立人は数回住所を移転しているが、申立人は国民年金の住所変更手続を行った記憶が無く、また、申立人の所持する国民年金手帳（昭和 49 年 4 月 3 日発行）及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）にすべての移転先の住所が記載されていないなど、申立期間②当時、住所変更手続が適切に行われていなかったことがうかがえ、納付書が届かなかった可能性がある。

さらに、申立期間②直後の昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの保険料を昭和 55 年 10 月に過年度納付しており、その時点で申立期間②は既に時効であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から52年3月まで
身を固めることになったのを契機に、市役所に国民年金の加入手続に行ったが、担当者から20歳からの未納分の国民年金保険料を納付しないと加入できないと言われたため、保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所に国民年金の加入手続に行ったところ、20歳から8年間分の国民年金保険料を納付しないと国民年金に加入できないと言われて、遡及して保険料を納付したと述べているが、申立人は申立期間に係る保険料の納付時期、納付書の入手方法、納付金額等の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）も無いため、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚した昭和52年12月に払い出されており、この時点では、申立期間の大半が時効であり、特例納付の実施時期でもなく、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出されて以降の国民年金保険料を未納無く納付していることから、市役所が取り扱うことができる52年4月以降の現年度保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年11月まで

近所に住んでいた友達の母親から「将来少しでもお小遣いが多い方がいいでしょう。」と勧められ、昭和44年7月に国民年金に加入した。集金人が国民年金保険料の集金に自宅に来てくれていた。毎年、保険料が高くなっていった記憶があり、それでも四苦八苦しなながら、頑張って保険料を納付していたのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和50年12月に国民年金被保険者資格を喪失し61年4月に第3号被保険者になるまでの間、国民年金に加入していない。このことについて、申立人は資格喪失手続を行った記憶が無いとしているものの、申立人の所持する国民年金手帳には50年12月に資格喪失した旨の記載がある上、申立期間当時、将来、年金を受給することが難しいかもしれないと聞き、国民年金保険料を止めようかと話していたことがあると述べており、納付意識が低下していたことがうかがえる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、昭和50年度から国民年金保険料の納付方法が検認方式から納付書方式に変わったが、申立人にその記憶が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者検認台帳及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）でも、申立期間は未納とされており、記録間に齟齬はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から48年3月まで
国民年金に加入した後、国民年金保険料は夫のボーナスが出た月に払ったり、市役所の人や集金人が自宅に集金に来ていたことを覚えている。申立期間のうち、何年間は保険料を払った覚えがある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は夫のボーナスが入った時にまとめて国民年金保険料を納付していたと記憶しているものの、納付時期や納付金額は記憶しておらず、また、申立期間すべての保険料を納付したとは言えないと述べているなど、納付状況は不明である。

さらに、申立人が居住する市では、昭和43年ごろから通常、国民年金手帳を市で保管し、金融機関から納付書で保険料を納付するようになったが、申立人は国民年金手帳を市に預けた記憶は無いとしており、齟齬^{そご}がみられる。

加えて、申立期間は未加入期間で108か月と長期間であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとも認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年3月まで

申立期間当時、国民年金推進員が国民年金の説明をしながら、国民年金保険料の集金に来ており、夫婦二人分の保険料をまとめて渡した記憶がある。申立期間について、夫は納付済みであるにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金推進員が集金に来ており、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて渡したとのことであるが、申立人が居住していた市において、国民年金推進員による保険料の集金が開始されたのは昭和39年10月からである。

また、申立人の所持している国民年金手帳（昭和42年5月12日発行）を見ると、申立人の資格取得日は40年4月1日と記載されており、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）と齟齬^{そご}は無く、申立期間の過半は未加入期間となっている。

さらに、申立期間は入籍前の時期であるが、申立人には旧姓で書かれた手帳の存在についての記憶は無く、加入手続の記憶も明確でないなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和41年度の国民年金検認記録が無く、昭和42年4月から同年9月までの保険料は42年5月25日に納付されており、申立人は国民年金手帳の発行日から同年5月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間の

過半が既に時効であり、申立人は加入手続を行った現年度保険料から納付し始めたと考えられ、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月及び同年 8 月、48 年 1 月から 50 年 3 月までの期間、同年 9 月から 51 年 12 月までの期間、52 年 2 月から 54 年 11 月までの期間、56 年 6 月から 57 年 3 月までの期間、61 年 9 月から 62 年 6 月までの期間及び平成 12 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 7 月及び同年 8 月
②昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで
③昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月まで
④昭和 52 年 2 月から 54 年 11 月まで
⑤昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで
⑥昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月まで
⑦平成 12 年 5 月から同年 7 月まで

現在に至るまで、種々の職業に就き、住所も度々変えており、厚生年金保険の手帳が 5 冊程度、国民年金手帳も数か所の自治体から受け取った記憶あり、領収書も多数あったが、引っ越しの際に紛失したようである。

少なくとも、7 年分から 10 年分ぐらいの国民年金保険料を支払っていたと思うので、現在の年金記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は複数かつ計 102 か月と長期間であり、申立人は国民年金保険料の納付済期間が 7 年間から 10 年間ぐらいあるはずだと述べているが、申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付状況は不明である。

また、申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、その妻についても

申立期間①から⑦までの保険料は未納である。

さらに、申立期間①から⑦までの期間は、平成 19 年 11 月 2 日に厚生年金保険の加入記録と照合されたことにより、国民年金の加入期間として、確定されたものである上、申立人の所持する国民年金手帳（昭和 44 年 1 月 28 日発行）を見ても、申立期間当時、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っていたこととはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 865(事案 84 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月まで
社会保険事務所では、私の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和 41 年 1 月であり、申立期間について国民年金保険料を納付したとの記録は確認できないとしている。

しかし、私の国民年金手帳には、私が国民年金の資格を取得したのは、昭和 38 年 6 月である旨が記載されており、この時点から保険料を納付しているはずであるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和 41 年 1 月 20 日とされており、このほかに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、及び申立人自身は、41 年 1 月に発行された国民年金手帳よりも前に、別の国民年金手帳を入手していないとしていることから、申立人は、41 年 1 月ごろに国民年金加入手続を行ったとみるのが合理的である上、この時点では、申立期間の一部は、時効であるため、国民年金保険料を納付することができず、申立人は、毎月、市役所に行って、保険料を納付していた記憶があると述べているが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録では、昭和 40 年 4 月から 41 年 2 月までの保険料を 41 年 2 月に納付したことが確認できることから不合理であり、申立人は、国民年金加入手続を行った時点で、現年度分の保険料から、さかのぼって納付開始したことがうかがわれるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の義姉及び友人の国民年金保険料納付記録を提出し、

自分と同じ加入及び納付状況であると主張しており、申立人の義姉は昭和39年2月ごろ国民年金に加入手続を行い、20歳到達時である38年4月に資格取得し、同年4月から現年度保険料を納付しており、申立人の友人は41年12月ごろ国民年金に加入手続を行い、20歳到達時である37年3月に資格取得し、41年4月から現年度保険料を納付したことが確認できる。

しかし、申立人の義姉及び友人は、申立期間当時、申立人と同じ町内に居住しておらず、申立人とは加入及び納付状況が異なる上、申立人の友人が国民年金に加入したのは昭和41年12月ごろであり、さかのぼって保険料を納付した記憶が無く、未納であることを承知していると述べており、申立人の義姉及び友人の年金記録は申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを推認させる事由とはなり得ず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の38年6月から40年3月までの保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

昭和41年4月に結婚し、婚姻届を提出しに行った時、職員に「今なら国民年金の始まった時にさかのぼって納められる。1か月100円で済むし、将来のためになるから納付しておいたほうがいい。」と言われ、金額は記憶にないが、1万円出し、釣銭をもらった記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月ごろ払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間の大半は既に時効である。

また、申立人の所持する国民年金手帳（昭和41年7月30日発行）を見ると、申立人は昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料を同年9月1日に納付しており、それ以降、3か月ごとに定期的に納付していることから、申立人は同年9月から保険料の納付を開始したと推測される。

さらに、申立人は納付した保険料額の明確な記憶が無く、納付状況は不明だが、申立期間直後の昭和39年7月から41年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付したことがうかがえ、申立人は保険料の納付を開始したと推測される。41年9月時点で時効前であった保険料はさかのぼって納付したが、申立期間は既に時効であったため、保険料を納付することができなかったと推測される。

加えて、申立人に対し、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 6 日から 43 年 12 月 27 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に入社した際に、前職のB事業所で取得した厚生年金保険被保険者証を提出し、その後生年月日の訂正を当該事業所で行った記憶があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、商業登記簿謄本からA事業所の正式な法人名はC事業所であることが確認でき、雇用保険の加入記録から申立人がC事業所に勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、C事業所に勤務していた複数の従業員から聴取した結果、当該事業所が厚生年金保険に加入したのは昭和の終わりごろだったことがうかがわれ、事業主及び従業員の年金記録からも、昭和 62 年 9 月 1 日の新規適用日前は国民年金に加入していたことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によれば、平成 12 年 3 月に、申立人がB事業所で取得した厚生年金保険被保険者証の記号番号が基礎年金番号に統合され、あわせて当該被保険者証の氏名及び生年月日の変更処理が行われたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで

社会保険事務所に過去に勤務したA事業所について厚生年金保険被保険者照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を得た。

A事業所には、前職を退社後すぐに勤務し、厚生年金保険を掛けたと考えており、厚生年金保険被保険者記録の訂正をしていただきたく申立てをします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶する複数の同僚の証言があるものの、申立期間当時のA事業所の事務担当者に照会したところ、「申立期間当時の関係資料は残っていないが、必ずしも全従業員を厚生年金保険には加入させていなかった。」旨の証言を得た上、申立人が記憶している申立期間に係る同僚について社会保険事務所が管理する記録からはA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

さらに、申立てに係るA事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号1番（昭和38年10月1日取得）から、申立人が申立期間の後に同事業所に勤務した際に同番号65番（昭和45年4月10日取得）として資格を取得するまでの被保険者名を確認したが、申立人の氏名は同番号65番以外には確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 19 日から 37 年 1 月 10 日まで
A事業所に勤務していた申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答を得たが、継続して勤務していたのであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、B事業所から提出された、申立期間当時の申立人に係る「就労明細簿」において、申立人がA事業所に勤務したのは昭和 33 年 11 月から同 36 年 1 月までの期間であり、その期間は、給与から厚生年金保険料が一度も控除されていなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、A事業所は適用事業所であることが確認できない。

加えて、A事業所があった県内において、A事業所と関連する適用事業所としてはC事業所が確認できるため、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、健康保険番号 1 番（昭和 27 年 8 月 1 日取得）から最終の被保険者である健康保険番号 159 番（昭和 37 年 1 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容とこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 6 月 16 日まで
社会保険事務所へ年金加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を請求した記憶は無いし、受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 21 年 3 月 2 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、29 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。